

大こ青第 1786-16 号
令和 2 年 9 月 30 日

大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業
指定医療機関 各位

大阪市こども青少年局長
佐 藤 充 子

大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について（通知）

平素は、本市母子保健行政に多大なご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、「大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業」につきましては、これまで対象者の所得要件については、国制度と同様に、夫及び妻の前年の所得の合計額が 730 万円未満であるという所得要件を満たす必要がありました。一人でも多くの不妊に悩むご夫婦が安心して治療に臨むことができるようするため、令和 2 年 9 月補正予算の成立を受けて、次のとおり「大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業」の拡充をはかることといたしました。

つきましては、貴医療機関の患者様で本市において助成申請をお考えの方に対しまして、ご周知いただきますようお願い申しあげます。

記

（1）拡充の内容

対象者の所得要件において、所得制限を撤廃

（2）拡充の適用時期

令和 2 年 10 月 1 日以降に治療を開始した特定不妊治療について適用します。

なお、治療開始日が令和 2 年 9 月 30 日以前の申請につきましては、従前のとおりの取扱いをいたします。

（3）その他

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う令和 2 年度における「大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業」の所得要件の取扱いに関しまして、国制度と同様の取扱いをするとして調整中でございます。実施につきましては、改めてご連絡いたします。
- ・また、貴医療機関の患者様で、本市不妊に悩む方への特定治療支援事業への問い合わせがございましたら、誠に恐縮ではございますが、本市担当部署の連絡先をご案内いただきますようお願い申しあげます。

〔担当〕

大阪市こども青少年局子育て支援部
管理課（母子保健グループ） 野崎・真鍋
電話：06-6208-9966

【参考】

大阪市不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充（所得制限の撤廃）

不妊治療のうち、体外受精及び顎微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であることから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図っている。

本市では、平成16年度に特定不妊治療費助成制度を創設して以降、国基準に基づき制度拡充を行ってきた。

特定不妊治療については、経済的負担が大きいことから、治療を躊躇する又は諦めることにつながりかねない。一人でも多くの不妊に悩むご夫婦が、安心して治療に臨むことができるようにするため、今回、新たに所得制限を撤廃する。

○事業の概要（国基準）

（1）対象者

特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦（治療開始時の妻の年齢が43歳未満である夫婦）

（2）給付の内容

①1回15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）

※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円

通算回数は、初回治療開始時の妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成

②男性不妊治療を行った場合は15万円（初回の治療に限り30万円まで助成）

※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術

（3）所得制限

730万円（夫婦合算の所得ベース）

（4）実施主体

都道府県、指定都市、中核市

（5）補助率

1／2（負担割合：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2）

※新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年度については、国制度において、時限的に、年齢要件の緩和の取扱いあり。

○特定治療支援事業の拡充（所得制限の撤廃）

（1）拡充の内容

所得要件において、所得制限を撤廃

（2）実施方法

指定医療機関において特定不妊治療を受けた方が、申請書や医師の診断書等必要書類を各区の保健福祉センターに提出する。提出された申請書等に基づき、治療費の助成を行う。（現行制度から変更なし。）

（3）事業開始日（所得制限の撤廃の適用時期）

令和2年10月1日以降に治療を開始した特定不妊治療について適用